雜問答考

210.09
Ka316z

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z

ガラス使用

雑問答考

○譲位とのひ践祚とをふ別ありやと問ふ

世ちちゝ先帝崩御ありてその後の先践祚あるは譲位とをふ式正の時を即位とをふるの中ゝ譲らをちゝをゝ譲位とをふ子ふ伐代を譲らをるをもちゝ
ハふをゝ先譲位とは皇太子ふ伐代を譲らをるをもちゝ
践祚とゝ皇祖神(天皇カ)伐代をもちゝをゝ
てゝも崩御の後ゝもゝ御喪ちゝ
同ゝ譲位の日ゝやゝ即位ゝの大儀を行ひ、即位をゝ
示ちゝ後式のゝ後ゝゝ大儀のゝを即位とゝふとのゝ
皇即位惣祭天神地祇ゝゝ大嘗式ゝ践祚大嘗七月以前即位者
當年行事ゝゝ又神祇令ゝ凡践祚之日謂天皇即位謂ゝゝ
もゝゝ

○襲束ゝ上ゝ帯ゝ太刀ゝゝ

国立国会
25.3.31
図書館

112091

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z

ガラス使用

答小つかを差ニ帯ル時ハ軍用の時ニ佩ク太刀ニ
小つかのごとまかび京都将軍の家ニ而よりの系まきの太刀とて
柄まき革ニ而のもの紋象ニて来ル品ニ多く
ニ風流の為ニ而なる物なり又陽の太刀とハ
より今少し小出ニて白ぶちの
の太刀ニいひ習ハしやいひ習ハしたれの
より上さ而ハ佐ふおぶさものふをあ

○大学寮

此ころ〳〵伝ハなし大学寮の人ハ
私ごとニおゐてハ上なまじゐニ
對ニ名を書ニ出ニ寮なるゆゑ
も私ふまんふものおゐてハ伝の式ある

なふ庶人ハ
○殿上人
大おゐ花中七弁ニ
少将ニ而のものなり
をまゐらするふ
殿上の盃盤ニつくるものを
上達部の中ふも地下ニ而の職なる
ものハ今俗ふおくりものを
○四姓の爵
答ふ氏の長者ニ四姓のおゐ
長者ニ一ツ小覚ニる物ニ古ハ氏
を氏統のものをいつ
ニ而ハ氏の井ニて

なる勢ひも有人に宣下ありし又四姓の中に平氏の其名とく
るゝハ故にこそ職原抄にも王氏源氏藤氏橘氏等ニ賜号
王氏往古之例親王稱其ノ長近代爲王氏之者甚少一稱之とのみ見
ハ西宮抄に定王氏爵ニ王（一親王依宣旨定之歟名薄二世王又以自解申）とあるを以て見るも知る
（本ノマヽ）其のかはりに王氏をハなくして平氏をのせたるにや西宮抄より
職原抄までの其内に平氏其姿の称なきにしもあらずと云後に定めあり
ちかきにもあし只下にたつる四姓とハ源平藤橘を云とのみ見ゆ
てみづから答しまでなり

○散三位

此官ハ今其職原抄の末の増補位署の末に散位を筆て
四位五位無官之人用之云ことあるハ此れ書きこともなく古今の
例にも（一本ナシ）叶はあらぬなり多かれバ官にや又さもあるねどかゝる様
にしたるねハ官とも叶ひしとの如くてハ傍へ流れなく且あやまり
なり（職原抄に謂ふあれとも其末の増補の所ハかくに謂多し又ハ其抄ね 御川前関白の散位従一位と書れたるを寺代のものと称するにもあらね し遠ひこそあれともかく三位の人ハ散位と称すべきを あるゆゑハ古今の例ハなくてさのみなり）また散三位とあるは
官なき三位をのみ家系のうちに記あるを見てさて位ありて
官なきを二位より初位までにみな散位といへり其次のみて三位と云し
散三位之職員令の散位寮に所八掌散位（謂文武散位皆惣掌之也）職制令にも
散一位ともありて他書にも甲乙皆其なり凡末の世の拾芥に
論ずるまでもなく此答（先ハ一定ならず）云ども是を八
かれすてらかひするをのみ学ぶるのともなり

○非参議

此答もせずし凡三位以上とありても散議職となるぬを以て云
一ゝなりのみな之條式などに非参議の二位三位と云中よハ散位

もまた一又参議より下の女叙く位は二位三位小なり一人ありて
つかさ又源氏物語なども非参議の四位と有家のことよまれ
中納言などの参議かちなきをそあるをいひなり
○勾當内侍
答小内侍のうち此職をいふ勾當は遠くより内侍の中乃かことをいひ
当侍なり勾當は典侍の中小年籠あるを勾當といひて
典侍四人の中にて此職をつとむ
○天子above子
親王above中の宣下above皇太子above
なるや又皇子ともいと云ふ詞もあり皇子とは天皇の御子をはじめ
て申すより云ふ皇子の小小命と云ことをいふ
の御子なり親王の中より一品より四品までありて
叙一ありめを無品と申すなりて此
ふもろ〳〵二世三世を法王と称し一世をは
五世の王といふり但異一にて二世
あれど五世までを二世小称もめ
とあるりなりとあるまでありて源氏にて庶人
乃上諸位あり庶子は二位一位の
小て年廿一を満れば二位一位より叙とい
里住の数まて氏を除されて庶人となりて又慶雲三
年の格小王世の王王皇親之限一
今とあれ嫡流はおほく王と称をつ〳〵かれば位よ不叙
氏をふ除も称庶人とある小ありめを知つ〳〵又弐小王内舎
人とつとめあれば来る内舎人をふも補するなつ〳〵

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

○京極殿親王

京極殿代々親王ハ必ス長公子ニ
ヨリ給フ今モ代々親王ニ後要者拙川及閑
院及ヲモ皆代々親王ヨリ給フ今ハ
ソレモ皆代々親王ヨリ給フ

○舎人ト

此舎人宿徳ヲ以テ撰ヒテ学問
ヲ教エ正舎人ニスル一説ノアルヲ
仁仁二年内舎人一百二十人依旧名為内豎
時ノ事ナリ是ハ続日本紀ノ内豎寮ノ事ヲ
舎人大舎人内豎トナラン出ヨリ
ル五位以上ノ子孫ノ無官ノ
大舎人ハ三代格ハ五位以上ノ三男ヨリ採用アルヨシ
ヨリテナリテコハカラク従ノ
八省院内ノ校書殿ト延政門内ノ春興殿ト二所ハ待リテ宮
人ヲ召マヽ内ニテ弦使ノ
労ヲ慰ム
労仕靴靴ヲヽ内豎ノ儲ヨリ
舎人ヽモヽヽ又清行意見
ハ近衛兵衛ノ子弟ヲヽ
宮ニ一芸力ヲヽモ皆舎人ニ延喜式ハ芸力ノ歴名ヲ奏ス
洞ニ一院子ノ宮乃(ナイ)殿(ハイ)ハ舎人トアリ
某ノ舎人トヽ知一ニ又古ヨリ内舎人ヲヽテヽ
事アリテヽ小公ノ人ハ陽ヲヽテ小公ノ人ヲヽ又

112091

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

人亦の如き小舎人ども侍ひの誰もの召仕ふる物勤むるものども
皆いと残念なのみ禁秘抄小ん由又近世牛飼舎人と
ふよりしるき俗語なり(古馬ことばやうやうきものあるなり)
八省輦の御車の近く供奉まつる大舎人
つる事なりあり又(うた)る寮ども
るものめきふるまひ小舎人ども寮の舎人ども
舎人ども云ふ右の如く集へし名とこんゆゑ
世の俗語牛飼舎人ども云ひ語もる事もあやまん
○太刀を帯おぶる事
故実なれば右中少将武士なるそはいふものたら(カ本ニナニ)ん
右の如く云ふ寮の舎人ども又中務の兵ア刑ア弾正大
宰のなどたゞ京官又内舎人などの如く武士なるで帯初乃

職ある上ひとつふる公事を勤る司をとらへてもとみそ
いふ歟或ひは公卿ひとりの公人をも
○検非違使
故実検非違使ども使別当小参議以上もるもの又いふ参議ありぬ
ども権佐よりなる左右の権佐
中原の(ニナシ)令法(令の誤なるべし)ども弁官小弁佐尉をとも又
別当のるもいふれ督ハ別当小なるぬ故実ぞとぞ
○公達
文職秘抄ふい三位以上のもの
世ども同一に論ふるて公達とて中将

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

の私よなるめ

○清華

此答いふぞや清家を孔人とも
などの称上よりいへ按ある孔人とも
てゝ言るとうの官小姓氏名をも
ふを孔人ともいふ歟よりあらん

○名乗

名告（ノリ）とうよこゝやまるを例ゆるりて乗とも云へ借字ふもあ
らて俗のまゝこゝ此答ふも名乗をかりて二合と書へ揚名の目のごとく
の也りよ有ことゝ揚名のるゝ
○姓朝臣

（出ッ）ふ書

長へ職原抄の条残の條ふ西位任之者称姓朝臣三位
已上称姓朝臣とうるもあるゝ学ふえんとうるくのおなごるで
一ゝへ公卿の時唱名をるに四位の条残をへ官姓の名ゝ
やふかをまを省く条残藤原朝臣とのみ
時三位の条残を唱よへ名をいゝて唱をのひく古よりの例之ゝ
忠と下ゝへ三位の宰おとまるゝ
をもおをいひく西忠とふ名をいゝて二位三位をゝ
らるふゝもあれ二位以上のくへ出もゝゝへまる文書
るの条へ多へ名をいゝるなれゞゝせゝく右へ位置
出そらよおよへあるめを得まるゝ
つきるもふりて略して出よまゝ

後世ハ京家にても滞れる事あり又太政官のうちにおいて
諸司の人々集り諸事の公事を評定仕(?)として書る
ハこれハ当りら参議の事をいふなれハいふにもや　諸官の人々集る事あるをいふ
ハ省ハ衛府のみにて参議なきゆへ弁官に集る事なきハ　それはこれより出たるか又ハ此方の上のてなきにや
以上にあしかりて公事を行ひ又中納言以上みな陣座のときハ参議ハ先大臣以下中納言
議行なひて批していれとも行ひて以下にあたらしとするハ除目にて
勅文をとよみ定文をも或ハ除目乃大間の清書なとをもするこ

○朝臣

尸ハ借字にてあそミ（名をよぶまなる）を尸の字につきていふ
ハ甚しき附会の説也又是を氏の根本といへるも本末の違也
氏ハ本にて加ばね○ハ末也そゑ○ハ氏のうへに添て公よ
りたまハりしを後にて節など加ばね○によりて氏家の高下をも

朝臣

[illegible]

宣命
天皇の御時ハ昔
[illegible]王孫
[illegible]今
[illegible]事と
[illegible]氏加ばね○の
[illegible]のうまつ国史
[illegible]大上國の[illegible]

六分之余ハ四分掾ハ三分目ハ二分史生ハ一分之参議ハ以上に封禄
の外に年給とて大政大臣ハ目一人史生二人納言と参議ハ目
一人史生一人の給ありかくて史生の一分ハ目の二分を合てこれを二合とぞ上
の條に二合と云ハ目と云ことあるをしおもひて書さし

名のあれば四五位のものも
宣命
をもて大夫をも
天子の勅命を奉宣
ゆゑなくて名のみに書るの
故実にまれる
名は中納言長谷部ゝ書るも
賢倫命を奉して授
の奥書に此集故者公卿皆朝臣字
是非書ざる之説必集之本説也不可
名の字を書ざる事
名ずして
むるの意ありて姓氏の品をしるせるのみまで
姓の名
る但家長日記に新三位定家朝
ものかなまづ國安
納言と系線

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z

ガラス使用

又太政ハ満手ハ國の務一人納言ハ三年に一度務一人を任て
参議ハ任せて又参を兼ねる時ハ人あれハ
中一任ずるとも先ハ公廨を取を旨とする故ハ務
名を作り設ねきを以て務名ハ実ハ
務ハ名の目とハ云ハ実ハ
名を設ねきるの記録ふも
清原ふ務名ありて又清花宮ハ國ハ三ケ
下ハ従ハ皆ハ京官の兼官ハ
ハ一ハ諸司の助をも
いつくの務名ハ花ハ源氏物語の務名ハ院宮二女
なおその所領より出る分をハ
し任ぜられしをも務名ハより
ならふべきなり是の分を任じまる務ハ
よ分のみあれハ物語ふも分の字ハあらで助とハ
ものと官ふ分と云しふハ
葉をめぐらしていつ上総介藤上新ハの分を務名とハ
ハるものとなきなり

○太宰府

管ハ職とハ
○蔵官取大間

職原抄ハかく書ハ
そハ蔵官帳とハ
庶ハ官ハ
張ハかきて内ハ
張出て家の官ハ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

○殿上の御簡 おほ天上とあるハ古ふるよりて殿ともあれハ
あらざるあり
答ふ本職を去るを云ハ又宴筵
のゝ一云ハ小少遠一ゝる歟云ハ
小作殿上簪今也結尻(髻カ)る者盤所同之於義人不也
ゝう生後禁秘抄為上ゝふ小ふ簪有袋朱辛櫃横
敷前生硯ものゝありて他のゝ
ゝゝ知ず

○北面の侍
答ふまんゝふゝる記事ゝゝ内裏也て滝口陣の
御所ふて小面春宮ふて学力ゝ
御所ふて小面春宮ふて学力ゝゝふ名ふ実なれゝ実ふる
御曹司護武者ゝ西宮抄江家次第なゝの院官北條小滝
口為武者ふありて陣武者ふゝのゝを陣ふ面の
武士ゝのゝふ

○爵
此答ふ五位六位ふ天子ゝ御前ふて大臣ゝゝ
ことのゝるゝを宣ふまり選叙令のひま五位以上ハ勅授ゝゝ
天皇乃敲爵ふて授のゝゝ内八位外七位以上奏授ゝゝ
大臣以下儀定の後小奏ゝて授ゝゝ八位外八位及内外初位ゝ
判授ゝゝ大政官ふて判断ゝゝ授るなりゝゝ
生使於伴於帳内資人等ゝ式於判補ゝゝ
位ゝゝ及ゝ式於省判ゝゝ補ゝゝ
ねるゝ

○勲仕
此答ゝ遠ゝ多ゝゝゝゝ宣位令ふ一書より十二書まゝて

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

一勲等ハ正三位の下従三位乃上にありと義解にみえたり二等
以下是に准して知べし さて此答ふるの始にのせし通て
殿上の役ハならぬ故に勲位を帯ともいふにや 文官としても
其筋に有て官位を学ある人をば位せざる事にもあらず
その上文官は人に勲位をもて授らるゝも故のる事只ハ其軍
功をもめて位をさづくるのしるしに他意ハなし 凡感慮ある
神社にハ神位を授らるゝに軍は時に利をまもて勝利有し
神社には勲位を授られ是らにても知べし 又禄を給り
て功より位の昇をもとめし何れもみなしせらる云ハ
いさゝかもなきことなり之又勲位ハ二十八階といへどいふに光てそ
なつるにや 勲位といふハ十二等の外ハなきとぞや
○中務省

答に禁中内々の義女官にの事など勤めて子に諸事ちく
つとめ中務にあるこそいへるハ此省は古今の様をもちそで
之天下の政をもちまてにてとるにおよぶハ中務
省なり故に七省の上表を太政官之内にてとるにおよぶ
てなる事も無し 太政官より上表は文に御画ある
みな此省に留めて更に一通を摸して官へ送り詔勅の覆
奏なとをもする事にもれて大切なる事いとおほし 例之集
解に凡中務省者詔勅之不通宮中之所要故に二官之後
居七省之前とあり 或女王ハもとより内親王家も此省に
つき宮人の事をもつべし又諸王の戸籍 租調帳又被授
乃察司もおもくなど有てなかなか重職なれハ七省より位一
階高く定められしもの之徳るを弘仁年中に...人を

…より宮中の事…義人和小納言…
…佐伯八省よりうるくて大改方ふつゞきてゝ泪きに依れり

○五位の中将

此蒼八五位中将おもを乗…
…ゝとゞての中将のるをいそん…ふかゝのみおくはゝゝ
五位の中将のる安蔵秘抄小軌柄子息雑五位任之ゝのい
蔵原秘小五位の任之牝拠息ゝふ可拠ゝゝめてり乞蓋
八位息ゝちふのゝゝをてるなれて古八字多礼時五位下九
近来中将源 まく硫磺の…時内舎人菅原兼義五
位上ふく中将小任ぎ…なぐれ例…あれい右の抄小定めて八
志るまく礼ぬ…此蒼の中…皇子小民をとらてい八ゝゝう
をゝて二世源氏とい…皇子の源氏の息…
さう称いまく…ぬとなり

○そうこくん

蒼小ゝ名の時仮名礼時唱へわるてい八後世のとぐなり 智
抄礼安名の例を記ぎ…像ふたれ大史 大史陵北保 伊依宇方 とあり
紀れ八昔ゝをでてゝゝくんと…る知…る弘官名名
目ゝゝれ唱へ好るれ人よゝ…待て定まれるものあり
ひよるふぐ古ゝゆりて…実を知く接(ほか)方流特をんる
ぎゝ又勉ゝの唱へのるいゝ礼ゝあるのゝういうむて
紀るれ紀小ひるいふをゝるり

○そんぐや

即位のゝなるひ紀智ゝの外礼時もあり

○遷任

同一省寮の中小て上の職小昇るを特ゝのひ他の官職よ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

おろを遷とのふ又生官を解て再その官に任るをも遷
任とのふ

○侍従

蓄小生侍従とあるハ生涯のさだめを書てせしなるへし
従酒飯伯従とあるハ酒飯伯従を兼たるなるへし
とゑんとゑんなるハ猿ハ一旦去小公ふ大弁酒賜る時ハ
あいさつをなすとて拝するなるへし
従四位ハ酒飯伯従ハ諸司ふもあれとこゝハ中務卿兼
酒飯伯従の類ひなるをいふやうなり

○史生官掌

これ令ハみな流れり凡史生ハ諸の寮司ふもあれとこゝも、
太政官の三局の史生ふていふふ職員令ふたゝ大少史ふ
つゝきて左史生十人右史生十人ともありてこゝより上文の
外記ねりの史生十人ともゝ不ふ官掌 写公文抄異公文要集解引上抄文人
不ふれ文 東墨 ハ律史生准ぬともありこれで大むね史生の役
のもあり弁官ふ主繋務ね重職なれい容易ふいひ兼てふ
一令以下乃諸記をゝて知へし
官掌ハ内令ふたゝ四人あり令ハ官掌通伝訴人検校仗衛ふ
ある厨廚ふの鋪設とみてうをなふて注進ふてふなれ
るゝとハ記録とをふて当れ

○殺

令ふ殺こめ為れよ読いとふふいろあいろの
語之後世音ふて訓ふて唱ふるあとをいつてよふれ又今のちとのん
るれねとえまとあるべ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

之ハ繼妃なるを用ゐるべきこゝろなり
小野宮女房北堂などゝ用ゐるも
無妨ゝ地ハ柔をゝもんずるゆゑ
なり繼の字を用ゐて見こゝろよし

○東宮春宮とかく事

答東宮といハ皇太子の御方をさしていふ
なり先代事略ニ
見たりさてハ漢ゝ字ゝくハ皇太子儲君のこゝろ今ハ
皇太子の御方をさしていふ
なり

分注
天智記ハ太子をさして東宮と
書てあれど皇ハ妃よりも
ものそてゝ
称るゆゑ

○春宮傳

ハ宮ゝ傅ゝ

傅ハ加之豆伎とよめり
職員令ニ傅一人掌ゝ以ゝ徳導ゝ
之ゝ又大方左右大臣兼任ゝ
従四位上の者なり大政
官ニ
左右大弁大納言

傅ハ東宮ゝ学士ゝ云ハ傅ゝ太夫以下ハ皆ゝ
学士ハ博ゝ奉説ゝ職ゝ員ゝ令ニ
坊ゝハ春宮ゝ坊ゝ
持統紀より
以前ハ皆東宮学士
ともあるなり

○春宮傅

ハ宮ゝ傅ゝ

傅ハ加之豆伎とよめり
職員令ニ傅一人掌ゝ以ゝ徳導ゝ
之ゝ又大方左右大臣兼任ゝ
従四位上の者なり大政
官ニ
左右大弁大納言

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

当し兼任ありむ〻ハ仲納言ゐて兼ふるもふて

○布北もかう放免ふてつもれ
出谷ふまて帽額ゐるものふ
をいそあいで色ハ西宮抄乃天皇崩薨のゐをいる像ふ
撥乃先帥箭改蘆箭心純を細布
いふ赤ある西宮抄をふ放免の者
○放免北ゐハ検非違使の
もふていやきものあくあと
臭ふ胸袖ふどふをふてゐれ
いふ放免ふふつけふう
ニ芳お純十尺白

○私ハ女ハ船北ふふ
○倩讀ふ半葬後北事

此答いふまゐや禁秘抄の帥倩讀の像よ紀傳明経の博
讀のごふ笈法の師師の筆もあれどそれらをふ
く倩讀ふいふふ理ふふ義
ふ倩讀ふいふふ理ふふ義
ふ紀俗語ふさてふいまふ倩讀の間なれ先古学向乃
方を挙て笈法なふの古師を
笈法乃師をふふいふ
○半葬後の事ハ葬後仏事
学向或ハ仕業ふつて云ふハ
枚卷北ふふふまて葬ふを
ふる葬後勿論ふのて
の帥時清原秋業ふ名ふれて後上申
ふふハ細ふ立ふ検ふまふ禁秘抄ふ見ふふ

く此笛をも此御所によばれ人のつこのうまつるつきしるゆみて地下
のくらいをもいふをもやもすれば同席抔ふいふをもきらふ
ハ受領のわもきふかあつて御あそびの御ともなれどうち
くふおせきもきらるゝやうなるこゝ
○車のえらびといふのまなるもまだ
世答心柱車ふ當上よりおこのるとふとろ〳〵出
御又ハ女はうよりおて男もまるまるまつく又くのまて
ふまをて楽もまるもまれて公ふもまるりまつく又くのまて
仁約てゝ門を引入てまつ又よ紀人へふあべい道のつゝそ
もやも楽もまるもあるこ（金玉堂中抄車礼の條ふ参儀故逢祝王大臣志
なれい兵衛合ニ一ハ日一抄の車礼よ上位
逢たゞ志下ふ記逢祖言ハ六ハ六ハといふ
軛をかくれで先にうれる踏てふいれもまるれふくそれの抔ふ

よ紀ものうまつるふ作りまるなり統まを世答ふ機のまを
いるいふまや車のまをくことよまろつ托書ふも古き給
なまふも志ちハありて機のまことなるまを作まをこゝまふ
ハ古今和歌集ふ志き托抔かきてゝ世る托抔
の志ぐまもとまある云のまを後のみふまりのまて攝の端て
きこぐみつまりてふ俗托戯れ抔紙をこ作まよう又後
のくへ志ぐれてゝいる志ちてふまをあらそひのまを又の好
事の車ふ志ちれふ志きてふおありてまふかき成こ
ハまりまていひまあんまをまゝ機の名とせまる
志まるまこゝれいう（そうち）近きところまる抔をまるいひ出ぐまる
ふもあるぬまて心ぐふをぬふ紀の届なるまりらよ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

○准三后

答ふ后の孫少准るとふいふ称后坐
ふ孫とふるハなり古封と年爵を
ふ扎爵と官とを給ふ給を准后とハ
位を一人中し叙のみ年支とハ年
を三人ニ授一人目一人ニ三人ともの一ツ
と大ニこれおくてなり
○儀同三司

此事異説ニいることふ准大臣のみ称
称ふりふ大概遠ざかれる中ニ伴周公の称せるも
此ニおあれてさまざまの事ハ又職原抄ニ委
筆ニて人の遠ふ人ニも有答ふる人のみ
ニハ

職原抄の今本ニ此准后とふより下の条ハ任門大臣之上
去ニ元非ニ元カ
去ニ元非ニ元カとふまて三百三十字ハ古本ニなし此三百余
字の中ニ事扎遠ひさ多紀ふる本ニ後人の加筆ニ
まぢて此抄ニなより信りすまた
後人の加筆ニあり為文多くれ
ばさらニ後人の加ふるハ勿論
○柏原院

答ふ此をかくそいふハ
ニ出ふるカニハニふもれるのなり或ニハ
訓ニ誤りて多くれ此をもいさゝか
天皇の皇后市陵ニ書大和ニ市歌垣原をそいふ
ゟりかくそと唱れこれ柏原と書ニれかしなり

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

ともむつく且(陸カ)奥の名のまろびあらてよろつるまなん

○初の字此事

答云天子いう凡人ようと讀といふあらん初用なるの教ふ字を呂言ゆうと唱ふるハこと此例なるを凡人とて唱(本ノマヽ)ふる此例乃後俗のさくなるこ

○神宮のとなん

云ふ書ふくい神をすることよむ事いふそやこいなかんのもと讀てうさのなれ字音ふて無くは世俗なれいふもこと

○女蔵人尤近こと

女蔵人なる尤近こと女房とまて女蔵人ハ蔵物のるは事仕奉(つかうまつ)るハいふそや

おくより女蔵人ハ清ふてくいそる篇とうてるその下篇ぶむこと作てふくハ今少しよう住る事ハこと也あり式ハ下禁秘抄ハこの時ふ神祇官人ハ上篇中篇下篇ぶ又帝打のまい古そ人の中ハ中臣氏の女をもて中臣女とも称してつのうまつれりハいたて一日の事ハこと

○秀賢の家こと

此答の中ふ名家ふ成とふ公家とハ天皇の御事をこれ

○五ッ衣

即位の時なりてハまて着しいふまて着ふも着ふこと

○とぢおるものもてる
装束の折もて至のそうぞく
しや束帯をてゝ至のそうぞくといい〔至衣冠と
小宿直の衣裳のこゝろ〕
もいてりこゝろをいうなやもりん
○院帝ハ冠ぬし冠ぬしといふ
その答小御鳥帽子やこゝろ
ぬやはきハ小御束帯をきる時ありさる時きる鳥帽子
もてゐまるこゝろ院の御鳥帽子右折こ
とおりまさんりのハ又まこゝろ院の御冠ぬしといふ
こゝろ深きこゝろ俗ハ髪を束ねまいるもやをりの小直衣ともいふ
ものみ冠るもをいふ
ものなるこゝろ大臣位こゝろおりまゐる也

式なるものハ御さけなるの張り美所なるハ院をて後常
の小直衣をまる是をいふなるを布衣ともいふ無し
て小直衣といふ布衣ともいふ無し
小直小直衣をまるこゝろ

○女官の名
内侍ハ大納言の息女なれハ大納言の典侍なるハ中ごろいま
ハ内侍ハ九の人ハ父祖ハ女の名を書名をするものなれ
ども禁秘抄の上ハ尋の條ニ三位典侍号上着
中略
職ハ大臣女或大臣孫也ハ或聴ハ不聴或聴ハ禁中ニ而ハ不論
仍雑袋上号大納言云ニ号ハ女なりて大臣の
女或孫なるの也典侍ハ小大納言ハ女なりて大納言ともいふ
なるこゝろ

○禄法

答の云ハ後世乃俗ふするの字ハ禄の字をもちゐるなり古ハ禄の字をもちゐて答のごとくハ書ざりき禄法とハ禄の外ふも給る禄の俗のまよをあれその法ハ今式ふ委しくよりてなん

○八講布

昔も公ふ法華八講修をこなはるゝ時ハ禄ふ布施ハ禄ふ疋乃ありて必一疋の布をハ用ゐるなりけり答ふいふるはこゝふ古ゑ説ありしふよ八講ハ借字ふて俗ふ

一

○狛犬

答ふ清涼殿のごとき宸殿ふも石宮ふもあり

○三種の神宝社中の宝物の事

此答ふ云ゝ目一箇の神の造ゝ給ひし今ある鏡事記のごとく戸の像よ此神乃初詳なることを以て語りなり三種の神宝のふ古事記の天孫天降ゝをのふ副賜ゝ遠岐弐八尺勾璁鏡及草那藝劔ゝごとく神代記の一書ふ天照大神乃賜ゝ授ゝ梓乃ハ校授曲玉及八咫鏡等ふ薙初三種宝物ゝことありて且中薙初ハ大蛇乃尾より出しある事ハ上文ふ云ねゝ社ゝ孫乃伝従よりの社乃岩戸乃條ふ鏡ゝおもてを造りゝ神ゝらもゝ皆拳ゝぞるふてふ此作ゝる神ゝ社ゝ宝初ハ神ゝら社ゝ造ゝなゝぬ事ふ知べし

又神代記ふに古語ありて皆筆ならず
此書るゝ記その時あらんふに書文を挙てきふ
異説ふにしてこれ甲乙なり後の古書ふ
記てふあを引ふんとにかくて記の採の時ふ
ふ何のよりとるよりふらん
文武のお通ふるあらふ准て
畢記おゝて後ふ天應などの詔の如き
古事記日本記乃文をもて一用ゐ
加へて作りのなれば序よりふ
貴を後世人ふ古書のふ偽をもふ
国をてなりて後ふ書をよくこれ
〇日蔵のこと

答ふ山るとふありて草の新ふ又ふ浄をとる
皆信をり是かるとふ奥山のもの〳〵山などいふ里な
とふもるとふ又ふ浄をとる又ふ浄をとる
まるとふ生るふ又ふ浄をとる保山るの
之上の代ふ皇祚を祭ふはるり
物を用るのとふ後ふ系て作
〇梅筥
此答ふ信をり今ふ梅筥とふ
延喜式なとふん用る梅筥ふや
福ふ行をとる事いちて何
思て生系ふてあり織役令ふ
事あり祝れいとさとり考

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z
ガラス使用

ありしを後にハおとし遣しにやこの北野宮のあたりて
見しなとにハ皆いひつたへられ

○雷鳴陣

是ハ委しく志ら侍らぬ也しかし此古の事ハ西宮抄に近衛大将の條
雷鳴陣 帯弓箭候御在所是日身雖在私宅従請
暇之外火急参候（外ハ内侍候於上 帯弓箭候於内之）或曰大雷時左右近衛陣
御在所又左右兵衛参入陣紫宸殿前内舎人春興
殿西庇不必待闡司奏とあんとうり後世禁秘御抄にハ
近代寮必徒之儀也又近年跡近代如蔵人相勤口
弓候御縁並勝口おく召御座令内侍傳参奏之時
令論也かハ申聞るともあり

○かんなりのつほと申ハ一舎の名のみなれハ其答ハ以て尽し

委細の事ハ之

○蔵人

此ところハ蔵人よりも職の事をいへるにあらハまつ職員
并秘抄に公卿之蔵殿上人之是之と申すかごとし殿上の事
を職とのりあまた殿上の公事数なくいはきらす中に毎
を帯ぬ職ハ天下の大政にハあつからす勅を奉りて近日の
上へ傳つる職ひのみハあまりあり是古ハ少納言の職
掌にて奏宣にあるところなるへし弘仁に蔵人を置かれて後
ハ少納言の職しものの職に移れるなるへし　今こゝに其答
に申つるハ此蔵源にくみれ共職も此所に又蔵人令ハ
院も存さと知らるといへる大綱の付令の説是ハさて蔵人
の事の如く内蔵寮の御に在中の納殿をも統ぬる也

を考へ取ふさく4年来ふる名なる一一てれうて生納と
いふなるそのよう〳〵又義人の外唐の内侍ふ似ふり仍て
ふふ小内侍宣なる云ふ外の内侍ふ義人のるく女官の内侍ふ
義人ふそいふなるいふ外まふ唐官者侍の中ふ五百内
府主中義給納ふそふるふ小侍てもふ義人の名ふおふりふ〇又ふ
ふ補もふいふく〇又ふ
ふ皆四位ふのふ只ふもかふくなふ侍ふ世四位なれふ五位の
ふふ改ふ者ふふ多のふふ〳〵ふ〇殿上のまふ改ふ沢ふ職ふもを
ふふくいふて要のふる改ふ殿上ふ受ふ一職事ふ侍ふり
を女ふするふふ〳〵若ふて五位義人ふ蔵人より辻
厨住ふを兼帯ふふくふるふ〇又ふ
ふの如め省の輔ふり五位義人ふ補一て外輔を
兼帯ふふ〳〵動解由ふ受辻厨住ふり補一ふるふのふ
ふふく侍ふ兼帯ふ改ふ補改ふ任ふ義人ふ外ふ公達中
少将侍従北畠ふ義実驚者あふ
ふて補ふられ又ふ地下の侍ふ実ふ先途ふきり〇
六位義人四人ふのふいふもふのふくふの始五位の職ふ
なふふ時五六人七人ふ人の例もあり好破敗の時より
ふ四人ふふなりぬ〇又答ふ極蔭の時ふ麹塵の袍天子の所袍ふ
着ふて一ふ着ふいふる外ふのふ麹塵の浄袍彩義
人まて外ふふその番一ふいふの八下ふいふ文麹塵の
袍ふ書ふく天子の袍ふ必ふ住一ふふ麹塵の
浄袍ふ賜ふく着ふる外ふいふそれふ麹塵の
の浄袍ふ下八黄擣染浄袍なり

○禁中を百敷とよめる
答 百官の座を敷るゆゑとおぼゆ
おほひさなる好事のおこりなるべし
○神代紀日本紀ともに雄畧天皇の大御宇のふることゝ書れたりといへり
と書れたる百官のさまとあるなどふさはしからぬやうなれど
あらたまのむかしをしのぶ料にもとよめる
○磐固なるものを五百磐石をもてつゞるといへる又天照大神を祀れる
神紀に皇居を磯城嶋とあるによりて又天照大神と神璽とを
なる宮と磯城神籬とをいひ万葉に日本磯城嶋ともよめるこゝをも
磯城なるものゝさしてをかぬなどもあるべし皇
城社壁きをゝめてとよめるは古語とぞきこえたれ○けきは

清て唱るものにて更なり
○和哥
答 歌とまるは語をつゞりの乱なるをもいふなり○又ふるは又達ふるといふ又ふるをすおのるをとゞめ○又ふるをすおのるをとゞめ
ふるといふ大なる語をとゞめて語世
の語を得てこゝろをとゞめ小を取て
てゐのこゝろをふるみむらでは
まるは今の語となりてからふるをすおのるをとゞめ
おとゝいひ物ふるをとゞめ
からふるとは異なれば大やまと
もまほろばなど源氏物語
からふるはけふをいふ
ふるとはさることを雅

寮（ツカサ）大弁官符なるものをとて是を取り
な一般よの同様なれども其の多きをまぐれてこゝにくくん
や、且つ八神代よりあり雅楽大弁官八こゝ其の
出てまる物と後の物とを名とこゝの
るを其の名をとるにそれと云ふ中よ孫と
おいと後のるそれ所いつきこゝまる
○黒棚
是八こゝ後世のもおいていふ
とゝ云ふ柱この俗あるの例
○黒戸
此戸ゝ侍ふて湯八宮
ゆるそや
○御厨子（ツボ）召次む方

此召次を召小舎の古舎
さる事と見ゝれでいかゝ
祭の條ゝ史生二人掌召継舎人四人雑使舎人二人候
刻内侍令史生並召継舎人
れとゝ一院の召継ゝれ
家ゝ者などの此も外よ
さるゝ小舎る役（ヤク）ゝ一〇
あるゝ人所の雑色の
雑色とのゝ使部律令
者をいてゝ所雑色の
人仍公々のる孫ゝ
文とあり仍ゝ出納

下ニ至てハ琥珀瑪瑙のついおもて流の雑にて大ニ略して知べ
し　花方ハ他ニ花形なり

○石帯のこと

参議以外ニ玉の帯あるをいふなるハいふも更なり石玉の外
ニ金銀ある瑪瑙（サイ）なとを以て用ひられしハおもてなる時ハ
腰帯とも革帯ともいへりをけてハ玉を飾るを玉
帯石を飾るを石帯といへり此帯ニ石帯とのミいへるを
見のミあらぬハしらていへるものとうんされハ蒼ニ多
どれそのよしといふなきや又そこニあり文ハ高位の人なら
てハつけすといひけるにや五位以上三つ等の時ハ三ツ有文
巡方を用ゆ但条綫以上ハ玉四位五位ハ瑪瑙なりされと
無文巡方ハ帛の装束ニ着用のものにて親王以下の

用ゆる事のなきにて六位以下ハ古ハ黒ぬりにて後世ハ烏
犀角の無文丸鞆なるにてさらなるをましくいひなんよりの事
餘されハ其にて此善の誤を出すのみ

○絹衣

端をいふもあし、綾織物なとにハつけもうらをつけて
あれとも布のりきぬハ包ニよりても見えしうらなくも見え
又夏もうすもあり狩衣（ケンモン）縑紋ハ夏もうらつけてもよし、ハ
着る事物と常に着るとなるもきぬハなしといへるハ
猶よあやまれり今々の装束物とのるハ遠ひしあれと
袍を装束とハいはく誤れる事の多きこそあらすかしんを
とゞめて古き物をもみてん人ハいはひともその誤ともを
知ぬへし

○笠の枝ふるんでんを結ぶ事

皆秘事ある哉よいつゝみふるんぐくハ
おかくおふしほうす後世ふたもるとゝ
ふるまいおてをゝこと云ハ秘事るゝ
そのよ枝ふし結ひつゝくる時ふるんハみうる
結再ふ云ハ云まかりくうふの枝のこよつゝする
ふりてハそもなき牡本そのおの初ふし結ふさ心す
るなり

○をんさくふ注者

皆ふゝそゝ云のゝゝくるゝ
くのむつきるゝそゝでおくて志ふ理う出ゆれ
よゝそう古ゝ集るゝの初書の柘ふて知一ことばゝを
一てスふのゝこのふをんこゝてゝるゝ時ふるゝ注人
のをあゝあるもゝそハゝうゝ例と号るゝでハ階とを
ゝてゝるゝものこスいゝゝるくばゝとうゝるき紙ふゝきん
必結再ふのゝかんゝをるゝ古ゝの風流をゝめゝのゝまさ
ぐう

○鞆

皆ゝたの花ふまこゝるゝを行るゝ和ゝ竜小手とゝ名ハ
初ゝこんゝゝハたのたゝむきこよまとゝつゝゝ弓法を遣
料のゝのゝゝこゝそいゝのゝゝふし

○麹座

極箔の皆るゝを皆ふ約幸まゝ時の時ゝるゝゝ
一ハ物ゝゝうゝゝゝゝ極箔ゝを結うて時の時、

寛政五年八月十六日以平春海本校合了

長瀬　真幸

文化十一甲戌年九月三日以長瀬真幸本寫之耳

中島春臣

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 210.09-Ka316z

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 210.09-Ka316z

ガラス使用